

令和8年 第5回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和8年5月11日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第5回会議議事録

1 開催日時 令和8年5月11日 午後1時30分

2 開催場所 月夜野農村環境改善センター 視聴覚室

3 出席委員 19名

1番委員 櫛 渕 武 重	2番委員 近 藤 民 治	3番委員 内 海 伸 一
4番委員 原 澤 辰 明	5番委員 原 澤 忠 告	6番委員 鈴 木 初 夫
7番委員 鈴 木 保 雄	8番委員 中 島 博 恵	9番委員 田 村 吉 廣
10番委員 小 室 功	11番委員 村 山 正 美	12番委員 本 多 道 長
13番委員 小 池 康 雄	14番委員 原 澤 幸 好	15番委員 田 村 かつ子
16番委員 田 村 隆 司	17番委員 櫛 渕 春 子	18番委員 江 口 眞 利
19番委員 森 下 かおり		

4 欠席委員 0名

5 議事録署名委員

11番委員 村 山 正 美 12番委員 本 多 道 長

6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名

事務局長 鈴 木 茂 範 書記 中 山 文 弥 書記 倉 澤 寿美子

7 会議に附した事件

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第23号 農用地利用集積等促進計画の要請について

協議事項・報告事項

(1) 制限除外の農地等異動通知書について

(2) 農業経営改善計画の認定について

その他

8 会議の成立

農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理中島博恵開会を宣す。

顛 末

議 長

本日の議事録署名委員を任命いたします。11番、村山委員、12番、本多委員にお願いしたいと思います。

では、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局	１ページをお開きください。 議案第２１号 農地法第３条の規定による許可申請について。 次のとおり農地法第３条の規定による許可申請があったので、決定を求める。 別紙記入事件４件。 次のページをお開きください。 ◇（議案書・順次朗読説明） 説明は以上です。
議 長	事務局より説明いただきました。 議案第２１号、番号１について、担当委員さんからの調査報告を求めます。
５番委員	５番、〇〇〇〇〇〇地区担当の原澤です。 農地法第３条の調査結果について報告いたします。 ５月１日、現地調査を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇より北へおよそ６００ｍのところですよ。同日、譲受人の〇〇さんにお電話で確認いたしました。譲渡人は、相続で土地を取得しました。現在は遠くに住んでいるんですけども、農業経験もなく、今まで被相続人である父と親交のあった譲受人に譲渡したいというところがございます。譲受人については、〇〇さんなんですけれども、申請地は、前から、お亡くなりになった〇さんの指導の下で農業を営んでおりましたが、亡くなってしまったため、昨年、申請地の使用を一旦停止しなければならなくなってしまうました。今後も継続して農業を行うため、申請地を取得したいということでございます。年間従事日数は２００日ということで、水稲ですね、田んぼと、別の場所には、畑なので、野菜を栽培したいというところがございます。周辺農地の利用についての支障はございません。その他懸案事項は特にございません。よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 このことにつきまして、皆様のほうからのご質疑を受けたいと思います。 原澤さん、これは新規就農みたいな形で、町のほうでもそういう扱い……
５番委員	新規就農というか、もう前から借りているんですよね。その人が亡くなっちゃって、今回の〇〇さんが相続人なんですけれども、その方はもちろんこちらにいないので、全然もうノンタッチというか農業もできないということなので、借り手の〇〇さんも引き続き今までどおりそこでやりたいというところで、今回売買ということらしいです。
議 長	別に新規就農でやりたいとか、そういう話はあまり来ていないですか。
５番委員	前からやっているということですから、借りて。
議 長	そういうことなんだ。
５番委員	はい。夫婦でやっているということで。
議 長	新規就農でやったら、ちょっといろいろあるのかもしれないな。

5番委員	何かあるんでしたっけ。
議 長	いや、いろいろ特典があるんじゃないですかね。町でも支援しているから。
5番委員	前からやっていると言ったけれども、どうなんだろうね。分かりません。いいんですか。それは何か言ったほうがいいんですか、〇〇さんに。どうするの かね。
議 長	いや、どうだろうな。
事務局	あれやっているというのは、特に手続を踏んでいなくてやっているんですか。
5番委員	そこはちょっと分からないですけども、何かアドバイスしたほうがいい んですか。
事務局	これからこの3条で正規に取得をして、耕作するという正規の手続を踏んで ということになるので、はい。
5番委員	新規就農といっても兼業みたいなんですけれども、仕事はしているので。
議 長	いい話がありますと言って。
5番委員	そうに言えればいいんですか。役場に言えればいいよって。
事務局	自家消費か何かですかね。夫婦で、自分たちで食べる用の。
5番委員	今までは野菜もそのくらいだったらしいんですけども、だんだんにはちょっ と増やしていったと言っていたので。
事務局	そのときにまた相談をこちらに来てしてもらおう、農林課のほうでまた相談を という。
5番委員	増やす場合。今後、販売とか。
事務局	はい、もし何か詰まるというか、何か課題があるようだったら相談してくだ さいみたいな形でいいんじゃないですか。
5番委員	新規就農か何かの。
事務局	新規就農というと、農業を業としてなす方に対して補助みたいな形で国庫補 助金とか出てくるんですけども、自家消費ぐらいですと、あまり、ハーベス トを紹介するぐらいしかルートはなくて。
5番委員	特典がある、ほかにも何か補助金をもらえるような。

事務局 例えばハウスを作って、ハウスをして、これだけお金をかけ、収益が上がりました、それに対して自分たちの業としてちゃんと生活できますというレベルの農業であれば、就農の補助金というのはございます。

5 番委員 出るんですか。それは新規就農の何か。

事務局 そうですね。ただ、それはやっぱり計画上きっちり、例えば何百万という金額を稼いでいくというところになっていくと思います。

5 番委員 まだそこまでいかない。

事務局 そうでしょうね。取りあえず始めてみて、軌道に乗って、いろんな農地を集約してきてという形かななんて。そのぐらいのレベルはちょっと難しいかもしれないですね。

5 番委員 相談してみたらいいですよ。分かりました。

事務局 そうですね。はい。

議 長 すみません、俺はすぐに横道に行っちゃうので、申し訳ない。皆様のほうからご質疑ございますか。

3 番委員 3 番、内海です。〇〇〇〇〇担当です。
借りて、相続したということは、前のときにその借りていたということの契約は結んでいたんでしょうか。

5 番委員 分からない。死んじゃった。

3 番委員 分からないんだね。そうすると、もし契約があれば、名義だけ変えてくださいというような申請になるわけですか。この場合だと、新たにという……

議 長 新規で出てきているから、前から 3 条で動いていないと思います。
事務局、いかがでしょうか。

事務局 以前は、3 条での賃貸借とかという申請はされていなかった土地になります。今回新規で。

議 長 ほかに皆様のほうから。
どうぞ。

6 番委員 6 番、鈴木です。
〇〇〇〇〇〇の畑、そこは〇〇の上り口だと思うんですけれども、そのところは抵当権に入っているとか、そういうことはないでしょうか。事務局の倉澤さん

事務局	ちょっと今確認します。 〇〇〇〇〇〇ですか。ないです。抵当権とかの設定はないです。
6 番委員	ないですか。農家じゃない人が表へ出てよく分からない。前に 1 人、話をしたことがあるので。
事務局	基本的に抵当権は、全部事項証明書の権利部というところに設定がない限りは対抗要件にはなり得ないので、特に問題はないですね。設定されていないので。基本的に、所有権の部分、権利部が、要は誰のものかというところの権利の主張というか証拠になる部分なので、抵当権はされていないので、特に問題ないかなと思います。
議 長	それは皆さんにちょっと共有してほしいんだけど、抵当権の設定がされていても、それを知っていて権利異動というか、それをやられることは別に問題ないでしょう。農業委員会として問題ありますか。抵当権が設定されて、権利がそういうふうになって設定されているんだけど、買うほうというか、権利をいただくほうが知っていてやっても、農業委員会でそれを駄目だと、これは設定されているから駄目だよとか、そういう話ができないわけですか。
事務局	それは自由ですよ。
議 長	そういうことですよ。設定されているのを承知で動かす。
事務局	権利部に抵当権が設定されているものでも所有権移転は可能なんですよ、民法上。なので、その所有権の移転は、同意というか、その双方の合意があればそれは問題ない。ただ、リスクがあるということですね。それが、同意をしているのであれば全然可能です。法律上問題ない。
議 長	その辺は、鈴木さんなんかの見解でどうですか。
6 番委員	恐らく権利はそっくりそのまま、今度、譲受人のほうに移るんだと思います。ただ、もしかすると、その抵当権というのが、農家じゃない人が持っている場合は抵当権設定もできなかったかな。どういうことかよく分からなかったけれども、そういう話を聞いたことがあるんですよ。その土地を欲しいという人がいたんですけども、ある不動産屋が持っているというような話を聞いたことがあるので、ちょっと質問してみたんです。
事務局	過去にそこに抵当権を設定されて抹消されたという形跡も全部事項証明書に載っていないので、それはあくまでも、もしかして仮定の話というか、可能性はある。確実な話なのかというのはちょっと分からないですね、そういうふうにあったのかというのは。いずれにしろ、それを証明するのが、全部事項証明書というのがあって、そこには載っていないので、そういった設定はされていないという判断が取れるんじゃないか。

6 番委員 表には出せないと思うんですよね。不動産屋が農地を持つわけにはなかなか
いらないから。大きな不動産屋じゃないですから。

議 長 皆さんのほうも、権利のそういうところに出くわすことがあるかと思うんで
すけれども、農業委員会としては、それを承知して譲受人が受ける場合には、
それは駄目ですよとか、これはちょっと待てとか、そういう話ができないわけ
ですよね。

事務局 抵当権が載っていれば、その抵当権が載っていますけどという話是可以する
ですけれども、ごめんなさい、何回も同じことを言っちゃうんですけれども、
抵当権が載っていないので。

議 長 いやいや、今回じゃなくて。だから皆さんに共有していただいたのは、そう
いう案件がもし出てきた場合には、皆さんがちょっとこれはどういう意味だろ
うと戸惑っちゃうから、それに関してはどうだろう。

事務局 以前のケースで、抵当権が設定されているその土地については、借受人、譲
受人の方は承知しておられますということを説明の中に入れていたようです。
事務局説明の中で。

議 長 だけど、農業委員会でそれを盾に取って、これは駄目ですよとか、それはいけ
ませんと、これは処理できませんとか、そういう話ができないですね。

事務局 ということだと、はい、思います。

議 長 後日、また詳細についてはちょっと調べておいていただけますか。

事務局 分かりました。

議 長 皆様のほうからいかがでしょうか。
（発言する者なし）
なければ、お諮りいたします。
議案第21号の1の案件は許可でよろしいでしょうか。
（「はい」の声）
それでは、許可と決定いたします。
番号2について、担当委員さんから調査報告を求めます。

5 番委員 5番、〇〇〇〇〇〇地区担当の原澤です。
先ほどご説明した方のすぐこっち側です。その田んぼが1枚ですね。それと
もう一か所が、〇〇〇〇〇〇の隣、北の、〇〇〇の北の下の方の川縁のところの畑
です。この物件についてなんですけれども、これも先ほどと同じで、〇〇さん
が譲渡人で、受ける方は〇〇〇〇さん、この方も自宅近くということでありま
して、農業経営の規模拡大のため取得したいということでございました。農地
の効率的利用、所有機械とか労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は
確実と思われます。年間従事日数は300日で、水稻、果樹等々を栽培してお

ります。周辺農地等の利用のための支障もございません。今回は、水稻、田んぼと、畑については果樹、梨等を植えたいというところでもございました。その他に懸案事項はございません。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

皆様のほうからのご質疑を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

それでは、お諮りいたします。

議案第21号の2の案件は許可でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可と決定いたします。

議案第21号、番号3について、担当委員より調査報告をお願いいたします。

15番委員

15番、〇〇地区担当の田村かつ子です。よろしくお願いいたします。

農地法第3条による申請事案の調査結果についてご報告申し上げます。

5月2日、現地調査を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇〇より西へ大体150mぐらいの高台のところにあります。5月5日に、貸付人の〇〇〇さんに直接お会いして確認いたしました。〇さんが耕作していた畑なんですけれども、管理をしていくのが困難ということで、借受人に耕作を依頼したということです。農地の効率的利用は、労働力や営農計画も確認できているので、確実と思われます。年間従事日数は100日で、この方は桐を栽培するということなので、十分な日数と思われます。

この件についてなんですけれども、今、何となく穴が掘ってあるんですけれども、一応、許可前に、この申請書が来る前に既に草を刈り、穴を掘っています。これは、皆さん、どうしたものかと思うんですけれども、初めての案件なので、私も皆さんにちょっとお尋ねしたいということが1点と、それから、もう1点は、その今日申請してある土地の西側のほうに、〇〇さんがやっぱり借りて桐を植えているところが西側に2筆あるんですけれども、そのところは既に、3年ぐらい前だと思うんですけれども、申請されていて、桐が既に植わっています。一応、今回のこの申請書には、獣害対策とか近隣の農作地に影響ないようにという文言のある中でですが、その西側のところは電柵をしてあったんですけれども、電柵の下を草を刈ってくれない。じゃ、どうしますかと地権者に言って、じゃ、どうするかという話を〇〇さんに言ったところ、要らないというので撤去しました。たちまちイノシシに荒らされ、土手は崩れる、もう3回ぐらい崩れています。春にも、草を刈ってくれという話で、草を刈ったんですけれども、土手のところを刈り下げてくれるので、隣の電柵をしたところにもろおっかぶさって、線がかかっちゃったんですね。冗談じゃないよと思って、何でという、私の土地なんです、隣の。だから私も挟まれちゃった状態なので。挟まれちゃったんですよ、〇〇さんに。冗談じゃないと思って、刈りに来たという、ちょっと見たと言うのですぐに行ったら、次の日、行ったら、完全にもう刈り下げられて、電柵にかかっちゃって、もうふざけんかなよと思いながら一生懸命草をどかしたという顛末なんですけれども、その西側のところは、今回、その土手を2回崩されちゃっている、苦情側の地主さんから来ていて、今回、農業委員になったということで、どうしたらいいものかということでちょっと事務局さんに相談したりとかして、要するに、地主の苦情を

皆さんにちょっと共有していただきたいということで、ほかの〇〇さんの借りている土地では、そのようなことは、皆さんのところはないのでしょうか。それを皆さんにお聞きしたいのと、そういう状況でお貸ししてもいいのかということの2点。

どういうふうにしたら、ちゃんとした管理をしていただけるかということ、2点とか3点目になってしまうんですけども、ちょっとお尋ねして、ただ、今回の申請地は、貸主はもう完全に貸しましたという状況で、じゃ、やってくれるならいいかみたいな形なんですけど、この権利移転の時期というのが許可日となっているんですけども、許可日というのは今日のことでよろしいんですか、許可が出たら。なのに、もう4月に入った途端に、草を刈り、穴を掘りました。こういうのはいいんでしょうか。その点と、何点かあるんですけども、ちょっと皆さんにお尋ねしたいんですけども、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

今、田村さんのほうからる説明がありました。その中で、皆さんにお尋ねしたい案件というか、皆さんの、今後、考え方を伺いたいということが含まれておりました。皆様のほうでいかがでしょうか。

それからもう一点は、農業委員会でどこまで踏み込めるか、今の田村さんの発言、質疑を受けて、どこまで踏み込めるか、その辺もちょっと事務局的に答弁いただければと思っております。

まず、皆様の見解、どうでしょうか。

(発言する者なし)

私のほうから、今までの事例といいますか、それでこの案件、〇〇さんが桐をやっておられることで幾つかありまして、俺も担当したところがありまして、やはりここに書いてあるように、多分、営農に影響のないよう植栽、育成、管理したいという旨が書いてあって、それに同意をいただいておりますが、だから少し下がったり、それから、日陰になったりなんかするようなことがないよということはその都度申し上げているんですけど、やっぱりそういうこともあるのかなと。草を刈ったり、それが電柵の障害になったりということで。それは、事務局で、農業委員会としてどこまで踏み込んでお願いできるのか、それから、さっき、穴も掘ってあるということが事前着工に値するのかなのか、その辺の見解、軽々に物を申し上げてもうまくいかないんで、その辺は事務局、どうでしょうか。

事務局

基本的には許可日以降というのが原則ですけども、地主さんとの間での話し合いもあると思いますし、地主さんのほうで許可されているとか、あとは生き物、植物を植えるという時期的なものもあるので、そこを踏み込んで、許可以降じゃないと絶対手をつけられないよとかということ、こちらの事務局のほうから、農業委員会のほうから厳しく制限するということとはできないんじゃないかという認識なんですけれども。

議 長

田村さん、いかがでしょうか。

15番委員

それはもう多分そういう苗が来ているという話も貸付人がしていたので、という話を聞いたので、まあ忙しいんだろうなという、やっぱり植える時期とい

うのはあると思うんですけども、それは仕方がないというあれじゃないんですけれども、ただ、もしかしたら申請をしないで貸したのかなというのがあったので、それならばもう全然オーケーかなと思ったんですけども、その後に資料が来たので、申請あるじゃんと思ったのでちょっと聞いてみたまでなんですけれども。あとは、草を刈っていただければ問題はないという、ちゃんと管理をしていただければ問題はないと思います。

議 長 皆様のほうからいかがでしょうか。

7 番委員 7 番、鈴木でございます。

穴を掘った程度ならまだ話は分かるんですけども、前例が、もう植えてある部分というのは、前々から何件か出てきてはいるように思えるんですけども。穴ならまだ、植えたいんだからいいと思うんですけども、植えて、この申請後というのは、いっぱい、何件か私も今まで例があるんですけども、そうならば、穴で駄目であれば、事前に屋根の下の照りも、実際、前例ですね。だからそうなると、そういう、この農業委員会にかかる前のものというのは、全部元に戻すか、そういうふうになっちゃうと思うので、その辺の感覚、観念ですかね。今度、もっと大変な例が、それをやっていくと出てくるような気がします。それは許可申請が出る前に事前着工してあると、じゃ、どうするんだということになる。そうならば、今度、もっといろいろ大変な点が出てくるかと思って、じゃ、その辺をこれからどういうふうにするかって。今度はもっと大変な問題になると思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長 ほかに皆様のほうから、そうした懸念。

4 番委員 4 番、原澤です。

先ほど事務局のほうから説明もありましたけれども、貸付人が了解をされているかどうか。それと、その作物のタイミング、作付のタイミング、时期的なものもありますので、一概には、私は、事前着工は全て駄目だとも、以前、確かに〇〇でしたっけ、もう既に植わっている、〇〇さんが植えたところの新規もありましたけれども、一概に現状を回復してからとなると、1 年間、土地が遊んでしまいますので、私は、別に構わないのではないかなとは思いますが。

それと、〇〇さんは、あちこち、〇〇でも出していましたし、〇〇でありました。あちこちであると思うんですけども、それに関して、例えばさっき田村委員のほうから懸念がありました、草管理をちゃんとしていただいているかどうか。この辺は地元の農業委員さんに確認していただかないとは思いますが。

議 長 事務局で、今言われたことを含めて、どのぐらいまで踏み込めるかな。例えば注意喚起で促すとか、それは農業委員会としてここまでではできますよという、その辺があるんですけども、どうだろう。ただ、口頭で申し上げて、これは既に何回も口頭でも事務局とそういう話もしているので。

事務局 誓約書にもあるとおり、周辺の農地に被害を及ぼさないようにすることということが書いてあるので、そういうことを丁寧に説明していくということでは

きると思います。当然、その中には、草刈りもしなくちゃならないでしょうし、電柵が張ってあれば、電気が流れるようにしなくちゃならないということは当然の管理だということで、お話しすることは事務局側でも可能だと思います。当然、その中でも、農業委員さんからも、地元の農業委員さんとしてお話しただけだと、なおい意見になるのかななんて思うんですけども。

議 長

本当にそういう案件を皆さんのところでも抱えるかもしれませんが、何かに抵触なされるとかそういうもので縛ることが恐らく難しいのかなという気がいたしております。明らかに木が大きくなって日陰になって、お米が取れないよとか、作物が駄目になって、ここから、おれ、俺んちが下がるのかよという話になってくれば、それはそれで注意できるんですが。

12番委員

12番、本多です。

この案件も、植えたか植えないというよりは、もう物は順序で踏んでいかないと、これは許可をどんどんしていっちゃうと、農業委員会は世話ないんだ、植えたって何したって、後から書類を出せば通るんだよというような見方をされちゃうと、農業委員会としての役目がおかしくなると思いますよ、実際のところ。植えてあるから仕方ないやと。時期だからといったって、もう申請して、いつから使われるか、自分だって事務局へ言えば分かるわけじゃないですか。物は自分で何回か踏んできていたわけだから。それを、今年は苗を用意したから植えなくちゃならないといったって、これ、事前着工したり、植えたものがあったりしたやつを、物を順序にしていかないと、あ、いつだっていいんだよ、要するに、土場に物を置いてあるのと同じで、後から申請を出せば農業委員会は世話ない、通ってしまうんだということになっちゃうということ、後々、本当に大変になると思うので、案件でもちょっと送ったほうがいいんじゃないかと思いますよね。

議 長

そういうご意見がございました。皆様、ほかにございませんでしょうか。
(発言する者なし)

本多さんにお尋ねいたします。

本多さん、今回、再審議という話にした場合には、どのようにしたら改善策として、例えば向こうから書類的なものを、今後はそういうことに十分、一切気をつけるとか、何か文章を入れてもらえばそれは了解するという格好なんですか。これまでは進まないの、再審議かの。本多さんのお考えはどうでしょうか。

12番委員

そうですね。だからその辺のところを、ちゃんと物を踏んでもらえば、一応……

議 長

物を踏んでもらって、今……

12番委員

順番にやってもらえば。

議 長

いや、ただ、口頭で、しっかりやりますと、管理しますという話を言っても、前々からそういうことが起きてくるわけでございまして。

1 2 番委員	そうですね。今回だって、承知の上で草をかけたり……
議 長	だとしたら、本多さんの的にはどういうふうにしたらよろしいとお考えなんですか。
1 2 番委員	そうすれば、結局は、地元の委員さんとよく相談して、ちゃんと管理できないならやる必要ないって言うしかないと思いますよ。
議 長	と言え、事前にその機会を持てるということですか。 事務局、その辺は大丈夫ですか。段取りできますか。
事務局	地権者さんと、あと借受人さんと、あと地元の委員さんと事務局とで話合いの場を持つというふうなことですかね。
議 長	はい。それで、それは厳しいか。
事務局	まず、ちょっと話がそれちゃうんですけども、ほかの農地をお借りして桐を植えているというところで、ほかがどういう管理状況かというのを見て、基本的に、農地法3条の許可基準で、要は、そういう手続をしているのにやっていないとか、自分が所有している農地を使っていないとかとなると、拡大できないじゃないですか。できないですよ、許可基準で。現状やっている、持っているものをやっていないのに増やすことはできないじゃないですか。だからその状況を確認することも必要だと思うし、事前着工というところは全然問題……
事務局	そうですね。許可のその中に条件としては含まれていない事項ではあるんですけども。
事務局	さっき本多委員が言ったように、確かに段取り、逆算して、いつ植えなきゃいけないというところがあるなら、じゃ、申請をいつしなきゃいけないというのが、原則的な普通の流れだと思うんですけども、いろいろ、緊急性、相談が急にあったとか、所有者さんから使ってくれとか、そういうのもあるかもしれないので、まずちょっと相談というか、条件というか、誓約のような内容で、今後、事前着工しないようにちゃんとやりますとか、またはちゃんと管理をしますよとか、そういうものを盛り込んだ何か一筆いただくとか、そういうことも一つのやり方かなというふうに思ったりもしたんですけども。 いずれにしろ、植えるタイミングも多分あると思うので、今回に関しては、今後こういうふうに気をつけていくよということをちゃんとお伝えをして、それに対して意思表示をしてもらうという形でもよいのかなというふうには思ったんですけども、いかがでしょうか。
議 長	本多さん、いかがでしょうか。
1 2 番委員	はい。そういう形がちゃんと取ればね。

議 長	といったって、一つの形にしなければならんだから、そうすれば、やっぱり協議の場を設けたほうがよろしいんじゃないですか。今、案件を扱っている田村のほうを含めて、担当の委員さんと農業委員会の事務局と、それから〇〇さんと、貸し手はどうか、どちらかな、その辺で、事務局、担当委員さん、それから〇〇さんの３者でお話をさせていただいて、こういうことが農業委員会で話し合われましたということをお伝えして、今後、十分管理していただく、それから、そういうことのないように段取りよくしていただくと、許可後をお願いしたいという旨を伝えて、それは口頭で伝えるだけで、やっぱりここで、ここというか、場所はどこでもいいですが、そういうふうにやっていただいたことは、お互いに注意することにつながるんじゃないかな。そういう形じゃないと、なかなかまた同じようなことが起きてしまうようなケースになるかな。そういう懸念もありますので、そんな方向に持っていければと思っておりますが、いかがでしょうか。皆様のほうからの何か対策案、あったらお願いいたします。
事務局	じゃ、１点確認させてください。 今の会長がおっしゃったことは、許可をした上で、農業委員さんと事務局と〇〇さんでお話をして、許可後の条件としてこういう意見がありましたということをお伝えするんでしょうか。それとも、今回許可はしないで、話をした上で、誓約書か何かをもらった段階で、次回に持ち越すということでしょうか。
議 長	後者のほうです。本多さんが言われたのは後者のほうだと解釈しています。ですから、これは再審議という格好になるかと思います。 皆さんで、そうじゃなくて、これでいきましょうという方法があったら、ぜひともお願いいたします。
７番委員	７番、鈴木でございます。 事前着工と言うけれども、これは、申請して１年、また２年となると、また別の問題が出てくると思うんですね。一概にだから事前着工は駄目だよと言ったら、今までのものは、じゃ、どうするんだって。
議 長	先ほど、事務局で、事前着工という。
７番委員	いろんな部分で、〇〇さんとの部分だけだったらそれでもいいかもしれない。ほかの部分の案件が出てきたときに、じゃ、どうする。じゃ、それを更地にするのか。２０年、３０年前に事前着工しておいたやつを、じゃ、どうしたらいいんですか。
議 長	その事前着工というのは、どうだろう、事務局で、これは事前着工で駄目ですよ、もう一回元に戻せというような勧告というか、その辺はどうだろう。
事務局	３条はないんじゃないですか。４条、５条は、建物を建てていて、罰則規定があるので、ちゃんと原状回復をしてくれということだったりとか、それを聞

かなければやっぱり罰金とか罰則規定があるので、4条、5条はあるんですけども、3条というのは……

議 長 いやいや、ただ、本多さんが言われたように、そうなったら農業委員会は関係ないじゃないかということでやっちゃうよという、そういう懸念も出てくるかなと思います。

事務局 毎度事前着工というわけでもなく、ちゃんと植えるタイミングに沿ってスケジュールどおり申請されて、許可が下りた実績もあるので、毎回とは違うので、やはり今回は、伝えて、今後ないようにしてほしいということと、あと管理の問題を、それを、ちゃんと農業委員会へ上がってきたよという話をしっかり伝えて、これは残っている話です、議論は。録音されている話でもありますので、ちゃんとしっかりお伝えをして、今後ないようにしてというところが、いかがでしょうかということです。また今後そういうのが続くようであれば、今回これだけ伝えたのに伝わらなかったという話であれば、また考える話ではあると思うんですけども。

議 長 今回、どのような方法を取ったらいいか。今言われたのは、そういうふうな形を取って、3者というか3人でお話合いを持って、十分、今後そのようなことはないよというお話を伝える、それに農業委員の方に加わっていただくと、事務局だけの話ではなくて。それでいきたいと思うところですが、いかがでしょうか。

8 番委員 すみません、隣接者は農業委員の方ですよね。こちらには被害を被っているとか。ということは、その方も交るわけですか。

議 長 今回の案件を扱っているからね。

8 番委員 分かりました。なら、そのときに言いたいことを言ってもらえばいいと思います。

1 5 番委員 1 5 番、田村です。
言いたいことといえば、3年前に遡っていきますので、今回のこの案件に対してのことだけでいいかなといった意味なんですけれども、結局、この申請書には、権利移転の時期が許可日とあるので、これよりも先にそれをしていいのか駄目なのかという話だけなんですよ、問題は。それを、書類を出したのは、譲受人が出したと思うんですけども、書類に許可日とあるのに、承知をしていて先に着工しているのかということ。

議 長 それも含めて話合いのときにおっしゃっていただければ。

1 5 番委員 譲渡人は、農地はもうどうぞどうぞと言っているのです。

8 番委員 でも、隣接者ですよね。

15番委員	隣接者です。
8番委員	ですね。やっぱりそれは、言いたいことは当然……
15番委員	今年は言いたいことは、今回の件はありますけれども、これから取得する土地、この今出ている土地に関してのことは、対処してくれということと言えると思うんですけれども、苦情として、過去、今年は土手を崩されたりとか、草を刈って電柵のほうにかけないでくれということは、地権者としては言える立場なんですけれども、農業委員的に苦情は受けますけれども、それを伝えるのは私でいいのか、事務局なのかということなんです。
8番委員	多分、今、農業委員会と地権者と譲受人で話合いを持つという話だったので……
15番委員	それをしなければいけないんでしょうか。
8番委員	そのときに、多分、話をしてもらえれば。
議長	本多さんの案件もあるし、やっぱりこれは一つ形を取ったほうがいいんじゃないかな。口頭で事務局がおっしゃいました、向こうは、いやいやと言って、聞いておりませんとか、いろんなことが出てきちゃうので、やっぱり3者立ち会っていただいて話合いをいただいたほうが一つの形になるんじゃないでしょうか。2回、3回とそれが重ならないようにするために、そうすることになりますね。
15番委員	許可日というのを確実に、これからのことなんですけれども、これからこの申請書を出す方のこともあるんですけれども、過去じゃなく、これから許可日は守っていただきたいというのは、すごくそれは思ったことなので、それで、もし苗が来たとか忙しいからというのであれば、事前に言っていただいて、やっていいかい、なんて言ってもらったほうが、それはしょうがないよねとなるのかなという、私の個人的な意見なんですけれども、その辺は、もうやっちゃったところはどうにもならないので、これからのことに対して、この農業委員会はどのようにお考えなんでしょうか。
議長	ほかの委員さんにも今のことは、解決するんじゃないかな、自分のところに案件が、そういうものが来たら、そういう話ができるんじゃないかな、建前はそういうことです。だけど、もし事前着工して、仕事上そういうふうになければならないというときには、一言お断りを入れてくださいという話ができるんじゃないでしょうか。皆さんもそういうふうに感じているんじゃないかな。共有することはいいことですから。
事務局	よろしいでしょうか。今、事前着工については、先ほど倉澤のほうからお話しさせてもらったとおり、3条の中では特にそんなに縛るものではないというお話をさせてもらったと思うんですけれども、周辺農地に影響があるというところであるならば、今回の話も次回にということにはなってくるのかなん

て思うんですけれども、そんな中で1点懸念されるのが、〇〇さんだから、桐を植える、穴を植えるということが分かるわけであって、これが普通に畑で、前の人が畝りました、どこからこの今度の譲受人がやるのと言われたときで言えば、そこはちょっとこっちは分からないことでもあると思われるので、例えば田んぼにしても、水を引くまでは前の方がやりました、どこから、じゃ、やるのって、田植えからそうなの、どこから管理が、じゃ、譲受人がやるのというのも分からないことだと思うので、そういうのも含めると、〇〇さんだから今回こういう問題があるのかなという解釈もできると思うので、ケースバイケースで考えていくという方向がいいのかななんてちょっと思ったんですけれども、いかがですかね。

議 長 どうぞ。

6 番委員 6 番、鈴木です。
前に〇〇の別荘地のところのその事前着工があったと思うんですけれども、それは農業委員会として認めたんですよ。宅地の日陰になるだとか、そのときは何の条件もつけずに認めて、事務局のほうも、それは桐は問題ないんだという話でやったわけです。そこまでそのときは言っておいて、今回、いろいろなことを言っているんだけど、これはちょっとまだ、俺は、ほかに許可を取っていないで植えてあるところがあるような気がするんですよ。例えば、今、〇〇のその別荘地の……

議 長 3条で、やっぱりこういうふうにやって、相続したりなんかして、それから、やっぱり届出したりなんかしていないところというのは、推進委員というか、一応こう全部見てみると、いろいろあるんだよ。そのときに相続して発覚したので出しますと言うと、始末書をつけて出すんですね。そういうケースもあるので、ちょっと深く掘り下げてしまうと、どんどん出てきてしまうので。

6 番委員 いや、ただ、桐というのは高くなるじゃないですか。そうすると、恐らくは、周辺農地に影響ないと言っているけれども、あると思いますよ。周辺農地は農地だし、宅地なんかがあれば、宅地にだって絶対影響があると思うんです。大きくなってから、この問題、多分、農業委員会で許可されたんだからということで譲受人のほうは言うし、その譲渡人とか周辺の人は、あんな、農業委員会は許可してって、やっぱり農業委員会のほうの責任というのは結構出てくるんじゃないですかね。

議 長 さっき言われたように、それです。本多さんが言われたように、そういうことがちょっと引っかかっていたので、これはもう形にしなければ駄目だなと思っています。

これは、桐を植えるというのは、獣害対策の緩衝地帯をつくるというような意味合いも含めてあったんだよな。そのようなことも含めてな。だから獣が出てくるので、そこの中間というか緩衝地帯をつくろうと、それに桐を植えるんだという話も一部に含まれていたような気がいたすんですよ。でも、最近はどうも空き地とかそういうところはみんな植わっているようで、全部山でというわけではなさそうです。

事務局	ただ、民法上の話にまたなっちゃうんですけども、基本的に建物とかの規制なんですね、日照権は。あくまでも都市計画法の用途地域に定められているものなので、建物が高過ぎると駄目だという法律はあるんですけども、桐が高いからって、木とかというのはあくまでも樹林限度という考え方があって、それが例えば洗濯物に影響するというだけでは、判例的にはそれは違反にはならないんですね。あくまでも、収益として何か隣の民地で耕作しているものが、収益がそれに、桐があることによって大きく下がるとか、そういったことはあくまで民法上の裁判の民民の話になるので、農業委員会として、あくまでも、ちゃんと計画どおり、さっき言ったように、ちゃんと耕作期間があって、この時期にちゃんと植えてという、その農地法の基準の中での議論の話であるので、そこに関しては、ここがどうこうって、民法の話に至るとというのは少し違うような気がしますけれども。
6 番委員	今のことはよく覚えておいてください、今言ったこと。10年後になって、出てください。
議 長	俺もないかもしれないけれども。
6 番委員	多分出ますよ。もう弁護士がちょっといろいろ言っていますから。
議 長	なるほど。 すみません、いろいろと違った方向にもいったり、いろいろとジグザグしたりしましたけれども、先ほど申し上げたように、これは継続で審議していただくことと、それから、その前に1回お話し合いをしていただくという方向にしたいんですが、皆様、いかがでしょうか。 (「はい」の声) じゃ、そのようにお願いいたします。 続きまして、議案第21号、番号4について、担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。
7 番委員	7番、〇〇地区担当の鈴木でございます。 農地法3条の申請事案の調査報告をいたします。 場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇の東約200メートルのところ、〇〇というところ、〇〇〇〇〇のほうから200メートルといっても、一段上なので、ぐるっと回らなければならないんですけども、7日、8日に〇〇さん、また譲渡人の〇〇さんの両方の話を伺ってまいりました。 先ほどの例じゃないですけども、これはもっと何十年か前の例で、事前着工といえば完全な事前着工なんです。ただ、この部分は、〇〇さんの土地なんですけれども、もともとは桑原です。ここは、〇〇さん、リンゴを作っているんですけども、桑原のときに獣が巣を作った、すみついたもので、〇〇さんは北の〇〇〇〇地区にいますんですけども、この土地、管理できなくなりまして、〇〇の〇〇さんに使ってくださいということで、借していたところ、売買じゃなくて借りてきたところです。そこに〇〇さんが桑原を整備して、リンゴを植えたということなんです。今回、〇〇さんがここを今後管理はしないとい

うことで、じゃ、〇〇さんに売りたいという話が始まって、〇〇さんに今回の買うという話で決まったところです。その件で、そういう経過がありまして、前の契約を結んだということです。

それで、これ、今後、ここに支障をきたすような懸案事項もないと。完全にはないですね。それなので、皆さんの意見、検討をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

皆さんのほうからのご質疑を受けたいと思います。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

ちょっと気にかかることを言ったけれども、事前着工だと。こういうことって、本当に往々にしていっぱいあるんですよ。さっき、善処していただくよりしようがないという方向以外ないんですよ。

3 番委員

いいですか。この件と似たような、私の近くに、リンゴをやっている人が、旦那さんが亡くなって、リンゴ畑を2年間ぐらい、何か会社をやっている人に貸していたらしいんですけども、結局うまくいかなくて、借り手もないので、全部そのリンゴの木を抜いて畑にして、それで、もう奥さん独りなので、管理できないので、無償でいいから、何か探していたようなんです。でも、本人は、もう見つからないので、〇〇さんて、コンニャクをやっている、あの方に何かどうも聞いてもらって、〇〇〇といったかな、人にその畑を無償で貸したいということで、それに、気がついたら、畑になっている、こういう黄色いマルチで、どうも野菜、キャベツかなと思うんですけども、あまりちょっと目立つので、あの黄色いマルチは何だと聞きに行ったら、一応そんなような状況で、それで、奥さんとすれば、とにかくその管理をして、畑として、無償でいいので使ってもらいたいと言って、私は分からないから、届け出るんですかと逆にこっちも聞かれて、じゃ、聞いておきますということで一応返事をしたんですけども、結構高齢なので、間に〇〇が入っているんですけども、貸した人も1回しか会っていないので、そうすると、もう貸したって、今はもう回しちゃっている状態なんですけれども、こういう状態が、また何年後かに同じ状態なんですけれども、私は何てその人に説明していいかちょっと悩んでいるんですけども。

議 長

間に〇〇が入っているんだったら、〇〇がその辺のことは、いっぱいコンニャクを作ったり何かやって……

3 番委員

〇〇さんは、ただ紹介しただけという。

議 長

ですから、この農業委員会のケースを知っているわけだから、知っていると思うんですよ、かなり。いろんなところで貸借をやっているので、〇〇は知っているの、農業委員会の届出が必要ということは知っていると思います。ですから、〇〇に言って、そちらの借り手の方に、ぜひとも農業委員会に届け出いただくのがよろしいんじゃないでしょうかと。

3 番委員

そういうふうに進言しておけばよろしいですか。

議 長	事務局、いかがですか。
7 番委員	7 番鈴木です。 ちょっと話がずれていると思うんですけども、いかがでしょう。
議 長	皆さんにそういうケースをやっぱり共有しておいてほしいんですよ、いっぱいいろんなケースがあるので。
4 番委員	4 番、原澤です。 先ほどの例で事務局の説明がありましたけれども、3 条申請に関して、事前着工を縛る規制はないと。
議 長	あまりない。
4 番委員	あまりという、条件があるんですか。
議 長	いやいや、ケースバイケースでやっぱりその辺は、今言ったように、考えたほうがこれはいいような気がします。
4 番委員	農地の継続性というんですかね、ずっと使われている状態を保つという弁で言えば、多少の、私は、事前着工は認めても構わないんじゃないかと。これは事前着工とは確かに言いましたけれども、正確に言えば、農地の貸し借りは農業委員会に届け出なきゃいけない案件ではありますけれども、地権者と借受人が双方の口約束でここを貸したい、借りたいという合意ができていれば、私は、これは全然事前着工というふうな形では見ていないんですけども。
議 長	それもお意見として伺います。 こういうケースはやっぱり出るので、皆さんも、どっちかなと迷うことはあるかもしれないけれども、その辺は共有していただいて、こういうケース、ああいうケースもあったなと共有していただく以外に方法がない。 ほかに皆様のほうからご意見ございますか。 (発言する者なし) ないようですので、お諮りいたします。 議案第 21 号の 4 の案件は許可相当でよろしいでしょうか。 (「はい」の声) それでは、許可と決定いたします。 続きまして、議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。
事務局	4 ページをお開きください。 議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。 次のとおり農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。 別紙記入事件 2 件。 次のページをお開きください。

◇（議案書・順次朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

議案第22号、番号1について、担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

9番委員

お世話になります。9番、〇〇〇〇〇〇に当たるんですかね、こちらの担当をしている田村です。調査結果について報告いたします。

申請地は、画面にありますように、〇〇〇のところに沿っているところです。4月30日に現地確認を行いました。地目は田となっておりますけれども、ご覧いただいているように、草地、それからススキの株があって、奥のほうに若木があるんです。4mぐらいになっているでしょうかね。もう長期間にわたって耕作がされていないというふうに思われました。したがって、所有者の方には、特に確認は行っておりません。

書類等を確認したんですけれども、これは〇〇〇の耐震補強工事ということで、工事用地ですけれども、具体的には駐車場ということで申請が出ております。書類等には特に問題が見受けられないということと、それから、農地復元計画というのもし出ていて、なおかつ、予算書にも復旧費ということで計上されております。

周囲なんですけれども、面積の関係、それから周辺農地への支障等について、特に問題はないと思われまして。その他、想定される懸案事項はございません。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

皆様のほうからのご質疑をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

（発言する者なし）

田村委員、今、陳情という、この形、陳情を取るというような、俺の聞き違いか。陳情されたというような。

9番委員

ちょっと意味が。私の発音が悪いものですから。

議 長

陳情で。そうじゃないでしょう。

9番委員

いやいや、違います。

議 長

違いますよね。はい。俺の聞き間違いか。

皆様のほうからご質疑。高速道路ということで、公共的なものかなということで、事業でございまして、一時転用ということでございます。皆様のほうからのご質疑、ございましたら。

（「なし」の声）

では、お諮りいたします。

議案第22号の1の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第２２号、番号２について、担当委員さんからの説明をお願いいたします。

９番委員

はい。お世話になります。

該当地区ですけれども、〇〇〇地区ですね。あそこに見えるのは、〇〇のほうに行く〇〇〇〇〇〇沿いなんですけれども、右のほうに行くところです。それから、左へ入るところ、それが、現在そこは、〇〇〇〇の床板取替工事ですか、それが行われています。その入口なんですけれども、その奥のほうに既にもう工事用地があって、重機等が入っております。その入口のところを、工事用地、具体的には駐車場ですけれども、それを使用したいということで申請書が出ております。

確認をしましたけれども、ご覧いただけますように、耕作はもう既にしていないというふうに考えられますので、所有者の方には、特に確認は行いませんでした。

書類等を確認しましたけれども、大きな問題はなかろうと思います。なおかつ、そちらの農地復元計画書が添付されております。申請地の面積、それから周辺への影響等、支障はないと思われます。その他、想定される懸案事項はございません。

よろしく審議お願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

皆様のほうからのご質疑ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声）

では、お諮りいたします。

議案第２２号の案件番号２の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第２３号 農用地利用集積等促進計画の要請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

６ページをお開きください。

議案第２３号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか決定を求める。

別紙記入事件３件。

次のページをお開きください。

今回の議案は、令和８年７月１日に公告されたい農用地利用集積等促進計画となります。

中間管理権が設定される面積は、田、賃貸借の通年７，０７３㎡、畑、賃貸借の通年、８５８㎡、合計７，９３１㎡です。設定期間は１０年、貸し手は３戸、借り手は３戸でございます。

次のページに詳細がございますので、ご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の要件に照らし合わせたところ、特に問題点は見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議 長	ありがとうございました。 この部分につきましてご質疑がある方は挙手をお願いいたします。 (発言する者なし) これを中間管理機構に要請いただくことと、それを了承いただくことと、皆さんにはご承知おきいただければと思っております。 続きまして、協議事項・報告事項に入ります。 制限除外の農地等異動通知書について、農業経営改善計画の認定について、事務局より報告がございます。
事務局	１０ページをお開きください。 協議事項・報告事項１、制限除外の農地等異動通知書について。 農地法第５条第１項各号による届出について、受理したことについて報告いたします。 詳細につきましては、記載のとおりです。 以上、報告は終わります。
議 長	もし皆様のほうでご質問があったらお願いいたします。 (発言する者なし) では、ご承知おきいただきたいと思います。 続きまして、農業経営改善計画の認定について、事務局より報告がございます。
事務局	１１ページをお開きください。 報告２、農業経営改善計画の認定について。 新規１件、認定日は令和８年４月２４日、継続４件、認定日は令和８年５月１０日です。 詳細につきましては、記載のとおりです。 以上、報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。 皆様のほうからご質疑あれば。いかがでしょうか。 (発言する者なし) ないようですので、ご承知おきいただければと思っております。 次第の６番、その他のほうに移らせていただきます。 委員の皆様のほうから何かご意見がある場合には、挙手をもってお願いいたします。 (発言する者なし) それでは、事務局のほう、何かご意見があったらお願いいたします。
事務局	じゃ、事務局のほうから１点ございます。 事務局より、前回の委員会でお話がありました視察研修について、この前回行われた視察研修の状況を報告させていただきます。 前回の視察研修は、１泊２日で、令和６年２月９日から１０日にかけて、農協観光を利用して、農業委員、推進委員、事務局を合わせて１６名の参加で、

初日は、神奈川県平塚市にあるＪＡ全農営農・技術センターに行き、研修しております。宿泊は湯河原温泉で、２日目は、箱根神社や鈴廣かまぼこの里、漁港の駅ＴＯＴＯＣＯ小田原へ寄り、帰路についております。

負担金でございますが、５万２，２１５円で、町より１万円の補助金が出ておりますので、４万２，２１５円でございます。

以上、報告でございます。

議長

私のほうから提案をしたことでございます。それから、原澤委員のほうから、これから、全くの慰安旅行的なというか、研修旅行なのかどっちなのかと言われたので、半分半分というお答えをしたいと思います。３年間一緒にやってきた仲間で、慰労も含めて、そっちのほうが半分、それから、研修といっても、農業委員会で行かれるということと、ある程度のところまで入れるんじゃないかな、個人ではなかなか行けないようなところでも、選択によっては見せてもらえるようなそういう状況もあるので、俺的には半分半分とお答えしたいと思っております。やるかやらないかは、皆様のほうで決定していただければというふうに考えております。どうしてもやろうということではございませんので。皆様の意見を賜りたいと思います。

（発言する者なし）

意見ないようですので、進め方といたしましては、まず、この計画をするかしないかを皆さんに聞きたいと思っております。慰安旅行的なと、研修旅行、研修視察をやったほうがいいと思う方は、挙手をもってお願いいたします。

（賛成者挙手）

ということは、もうやらなくてもいいというご意見でしょうか。

（「保留で」の声）

さっきも、３年間、皆さんと一緒にやってきたので、ちょっとそういう懇親会もいいんじゃないかなということも考えております。それから、もし、個人ではなかなか入れないような場所かどうか、見させてもらえないような場所でも、農業委員会というものを盾に取ったら少しは、例えばつくばの研究学園都市の農業の関係で品種改良をやっていたり何かするところとか、そういうのもありますので、ぜひともそういうところに農業委員会という看板をしょっていけば入れてくれるんじゃないかなと考えているので、なかなか個人では行けないような場所でも見させていただけるようなこともできるんじゃないかということと２つで、半分半分です。

（「少し据え置きで」の声）

そうですか。じゃ、また。といっても、誰か発言しないとこの件は持ち上がらないので、それと、時間も経過してしまうので、計画案を練っていただくのにはそれなりの時間があると思うんですが。ここで、やるかやらないかだけを決定したいんだけど、お一人しか賛成者がいませんでしたので。

やらない方向でよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

多数がやらない方向でございますと。では、この話はこれでおしまいにしたいと思います。

皆様のほうからその他で何かございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

では、これで閉じたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声)

本日の議事、報告事項の全てを終了いたしました。

ありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

事務局

お疲れさまでした。

そうすれば、次第7、閉会を江口職務代理、お願いいたします。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理江口眞利閉会を宣す。

〔午後2時59分〕

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する

1 1 番委員

1 2 番委員